

ボランティア活動と法的責任

有住 淑子*

1. はじめに

1983年（昭和58年）に、子ども会（「四ツ葉子ども会」）のハイキング行事に参加した児童が溺死した事故で、児童の両親が引率者らに対して損害賠償を求めた裁判の判決が出された^{(*)1}。

当時、ボランティア活動は無報酬で社会的に有益な活動であるから、ボランティアに対して法的責任を追求することはできないのではないかと議論があり、また、ボランティアに対して訴訟を提起すること自体に非難の声があがるなど、社会の注目を集めた。

その後20年以上が経過し、その間、ボランティア活動の幅が広がり、ボランティア活動に従事する人の総数も増大した。また、2001年（平成13年）に学校教育法及び社会教育法が改正され、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動の充実が求められるようになった（学校教育法18条の2、40条、51条、社会教育法5条12号）。

さらに、文部科学省は、2003年（平成15年）奉仕活動・体験活動の推進方策等に関する調査研究を三井情報開発株式会社総合研究所に委託し、その報告書が公表されている^{(*)2}。同調査は、国民がボランティア活動に積極的に参加する社会的機

運を高めることを目的とするものである。

以上のように、国を挙げてボランティア活動に関心が注がれるまでになり、ボランティア活動に対する社会の認識も20年前とは全く異なる状況となった。

一方、現実には地道にボランティア活動を続けてきた人々や各地の社会福祉協議会等の機関と保険会社との間で、上記裁判を契機に発達したボランティア活動に関する保険の充実が図られてきた。

このような時代の趨勢に対応して、ボランティア及びボランティア活動の主催者は、ボランティア活動により発生した事故に対して法的責任を負うことがあることは当然と認識したうえで、事故防止にどのような配慮をなすべきかを再確認することを本稿の目的とする。

2. ボランティアの法的責任

民事責任としては、不法行為責任（民法709条）が考えられる。

刑事責任としては、過失傷害（刑法209条）過失致死（刑法210条）、業務上過失致死傷（刑法211条 前段）、重過失致死傷（刑法211条 後段）などが考えられる。

いずれも、ボランティアの負うべき注意義務の内容がどのようなものであるかを明らかにするこ

* ありずみ としこ / 弁護士

とが前提となる。その上で、注意義務違反があるというためには、危険な結果の予見可能性があり、かつ危険な結果につき結果回避の可能性があったことが必要となる。

さらに、義務違反と結果との間に相当因果関係があったことが必要となる。

なお、民事責任についての事案に即した検討は、項を改めて後述(3)することとし、ここでは、まず、刑事責任について述べる。

前記「子ども会」の溺死事故では、引率者が過失致死罪で起訴された。一審である津簡易裁判所は起訴された引率者をハイキングの最高責任者と認定して、児童らを川遊びさせる場合には、安全な場所を選定し、児童らに対して危険箇所を周知徹底させ、他の引率者に対して適切な監督を依頼し、かつ、自らも十分監視すべき注意義務があるのにこれを怠ったり、過失があるとして罰金5万円の判決を言い渡した。これに対する控訴審である名古屋高等裁判所は無罪の判決をしている^(*)3)。

同じ事案でも、刑事と民事とで責任を負う場合と負わない場合に結論が異なる場合があり、また一審と控訴審とで結論が異なることもある。結局、注意義務をどのように見るかによって結論が左右されるのである。

ボランティア活動に従事する者は、この注意義務のハードルを自ら意識して高く掲げることが、事故防止に繋がることとなる。

3. 法的責任を負う主体

(1) ボランティア団体

ボランティア自身に不法行為責任(民法709条)が認められるとき、ボランティア個人が責任の主体となることは当然である。この場合、ボランティアが団体に所属している場合、団体の長は、民法715条の使用者責任を負う。ボランティア団体が、特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)である場合には、NPO法人が使用者責

任を負う。不法行為責任が認められるボランティアがNPO法人の理事である場合には、民法44条により、NPO法人が不法行為責任を負う(特定非営利活動推進法8条)。

民法715条は、「或事業ノ為メニ他人ヲ使用スル者」に適用があり、ここでいう「事業」は、営利的であるか否かは問わない。また事実的なものか法律的なものかも問わない。さらに継続的なものか一時的なものかも問わない。

同条の「他人ヲ使用スル者」は、使用者と被用者との間に契約関係がある場合に限らず、契約関係がない場合もある。

使用者責任は、被用者の行為に対して使用者が責任を負うもので、使用者が企業である場合には、資力のない被用者によって損害を受けた被害者の損害を企業に負担させることで、被害者の救済に資することになる。しかし、経済基盤の弱いNPO法人に対しても同様に使用者責任が求められるので、NPO法人は使用者責任を負うことを念頭におく必要がある。

(2) キャンプの引率者

少年団のキャンプで友人A(小学5年)の飛ばした竹とんぼが目にあたって、他の児童を負傷させた。負傷した児童(小学5年)は、竹とんぼを飛ばしたAの両親と少年団の団長とを相手方として損害賠償を請求した^(*)4)。

裁判所は、Aは、竹とんぼを人の近くで飛ばしてはならないと少年団の団長から注意を受けたにもかかわらず、負傷した子が座っているところから1メートル以内で座ったままで、竹とんぼを飛行させたものであるから、事故発生は、Aの過失によると認定している。この場合にAは未成年であるが、行為の責任を弁識するに足りる知能があれば、民法712条1項により、Aが不法行為責任を負うことになる。しかし、本件では、Aに民法712条1項が定める「行為ノ責任ヲ弁識スルニ足ルヘキ知能」がないと認定し、Aの親権者である

Aの両親に対して、Aを監督する法定の義務ある者として、民法714条により、Aの行為による損害賠償責任を負担させた。

また、少年団の団長はキャンプの引率者であり、Aに対して民法714条2項の代理監督者であり、Aと負傷した子との間が1メートルしか離れていない状況で、Aに試験飛行を命じているのであるからその位置で座ったまま竹とんぼを飛行させたら、被害者の目にあたるとは十分に予見可能であったとし、Aの行動を注視して事故の起こらないように監督することが可能であったにもかかわらずこれを怠ったので、監督義務を尽くさなかったとして、損害賠償責任を認めた。

(3) 学校教育中

はじめに紹介したように、児童、生徒が教育の一環としてボランティア活動を行うこととなると、いわゆる学校事故の法的責任の問題が生ずる。

学校教育とボランティア活動に関して、2002年（平成14年）厚生労働省社会・援護局長から都道府県知事・指定都市市長・中核市市長に対して社会福祉分野における奉仕活動・体験学習の実施上の留意事項が通知された。それによると、「社会福祉施設等における奉仕活動・体験活動の実施にあたっては、安全確保を含め、社会福祉施設と学校、社会教育関係者の役割分担を明らかにするとともに、保険の活用など事故等の発生した場合に備えること。」「社会福祉施設等と学校、社会教育関係者は、事故の防止や感染症の予防など安全面に十分な配慮を行うとともに、万一事故等が発生した場合に適切な対応がとれる体制をとること。」等が留意事項として挙げられている。ここでいう「保険」は、学校事故に伴う賠償保険を含む保険であり、ボランティア保険とは別の保険である。なお、上記通知には奉仕活動・体験活動の例として、献血センター等での検査用資材準備（チューブの番号貼り、整理、収納）、社会福

祉施設での介助補助（食事の配膳補助、移動補助等）、乳児院や保育所での子どもの遊び相手、その他多数の具体例が提示されている。

これらの具体的活動によって予測される具体的な事故に対する留意事項としては、上記の一般的留意事項の他に具体的な注意事項を定める必要がある。

一般に、学校事故では、教師の損害賠償責任（民法709条）教育機関が公立である場合には国家賠償法1条1項、民間である場合には民法715条が問題となる。また、ボランティア活動中の児童生徒に不法行為がある場合には、(2)の竹とんぼ事案と同様の法律関係が想定される。

(4) 社会福祉協議会

社会福祉協議会が派遣したボランティアが身障者Xの歩行介護を行っている間に身障者が転倒し、足を骨折した^(*)5)。

Xは、社会福祉協議会に対して、介護者の派遣に関する準委任契約（介護者派遣契約）が成立しており、社会福祉協議会の履行補助者であるボランティアの過失によってXが転倒したとして、社会福祉協議会に対して債務不履行による損害賠償を求めた。裁判所はXと社会福祉協議会との間に契約関係がないと認定し、ボランティアの過失も否定した。

しかし、事案によっては、契約関係が認められる場合もあり、また不法行為構成で、使用者責任が認められる場合もありうる。こうした介護事故の事例は今後増大すると思われる。

(5) 企業の社会貢献活動

企業が社会貢献の一環としてボランティア活動に関与する例もある。社団法人日本損害保険協会「東海豪雨 そのとき企業は一企業が地域とかかわっていくためのヒント集―」（2004年6月）に、その一例が紹介されている。また、前記の文部科学省の委託調査研究による報告書でも、職場のボ

ランティア活動支援の役割と地域態勢づくりの章を設け、企業の取り組みの事例が紹介されている。

企業が、社員の有志が集まった組織でボランティア委員会等を作り、ボランティア活動に従事している際に、その活動により事故が発生した場合には、ボランティアが自発的にやっていることで企業は関係ないとはならず、企業が使用者責任（民法715条）を逃れることは困難であると思われる。

4．注意義務

前記子ども会の事件で、裁判所^(*)は、引率者の注意義務について、川遊びの場所を選定するについて実施区域の危険性の有無を十分に調査し、児童に対して実施区域を明確に指示するとともに、児童の年齢構成、行動特性などからみて、上・下流の深みに入り込むことがないよう監視体制を整えて事故を未然に防止すべき義務があるとしている。

また、ボランティア活動の一環として海岸での磯遊び中に、参加した小学6年生が溺死した事故について、札幌地方裁判所の判決^(*)は、「小学生を海岸で遊ばせる場合、引率者としては、児童が海で溺れることのないよう、海の深さ、海底の起伏、潮の流れの向き及び強弱等につき事前に十分な調査をし、その調査結果を踏まえて児童に対する注意と指導を徹底しておくこと及び児童が危険な行為に出ることのないよう常に監視と救助の体制を整えておくべき注意義務がある」とする。

いずれも、引率者らに上記各注意義務違反があったとして、損害賠償責任が認められた。川遊びも磯遊びも最悪の場合には溺死事故が発生することは予想され、重大な結果が発生した場合には、引率者に注意義務違反が認定される可能性が高い。極論すれば、発生した重大な結果に対して責任が課せられ、後追いで注意義務違反といわれる

覚悟が必要である。

この場合に、無償のボランティアであることが、注意義務が免除される理由とならないだけでなく、注意義務が軽減される理由ともならないことに注意する必要がある。これに対して有償の旅行会社の行う旅行とは異なるとの議論もありうる^(*)。しかし、ボランティア活動の場で予測される危険についての予見及び結果回避の注意義務に、有償の場合との差を見出す根拠はないと考える方が、ボランティア活動の活動の趣旨に沿うし、また、危険防止に対する意識を高めることにもなると思われる。

子ども会の判例が出された後には、特に児童に対するボランティア活動に従事している関係者は、実にきめ細かく事故防止に一層の配慮がなされるようになった。

5．損害の公平な分担

損害の公平な分担のために、過失相殺の規定（民法722条2項）がある。被害者が行為の責任を弁識する能力がなくとも、事理を弁識する能力があれば、被害者の過失について過失相殺ができ、また、被害者の両親等被害者側の過失についても過失相殺が可能となる。

前記の磯遊びの判決^(*)では、被害者の両親は、本件剣道会の行事に参加させるについて、両親の同行を求められたが同行しなかった点、磯遊びの監視体制についての確認や検討をしないで被害者を参加させた点を考慮した。また、被害者（満12歳の小学6年）についても、海における水泳や水遊びの危険性についての一応の理解と判断力とを有していたにもかかわらず、予め指示された水域を越えたところで水遊びをしたり、会員の中学生から岸の方に引き返すように指示されたにもかかわらずさらに沖へ進んだ点をとらえ、被害者自身の過失を認定した。その上で、逸失利益の8割を過失相殺した。

逸失利益は、本件事故がなければ得られたであろう純収益相当の損害額であり、合理的基準に従って算出されるが、死亡事故であれば千万円単位の数字となる。

損害額には、逸失利益の他に被害者の慰謝料、被害者の両親の固有の慰謝料、葬儀費用、弁護士費用等を含み、ボランティア個人では到底対処できない金額にのぼる。

前記子ども会の判決^{(*)1}では、被害者が川遊びに伴い生じる危険を回避するための注意を自分でできるのに、指定範囲から離れていた状況からみて、自らの不注意によって発生した事故と認められ、損害額算定には過失相殺が認められるとする。さらに、無償の奉仕活動により「法益侵害の結果が生じた場合、業としてなされる団体活動（たとえば、本件の場合に比していうならば、旅行業者によりなされるハイキングツアーなど）に比し、その違法性の程度は著しく低いものと評価すべきである」とする。その上で、損害の公平な分担という見地から被害者の逸失利益につき、引率者らが負担すべき金額を2割とした。

6. 免責特約

たとえば、子ども会の主催する行事案内書に「事故等の責任は一切負いません。」との記載があった場合に、引率者の過失で事故が発生したとき、引率者及び会長等に対して不法行為責任が免責されるかが問題となる。

前記竹とんぼの事件^{(*)4}では、団長は、少年団後援会の会則に「本会は総会に於て委嘱された奉仕指導者に対しては一切の責任を問わない。」と規定され、被害者の両親は、後援会に入会する際に、被害者に代わって、指導者の指導上の過失に基づく損害を免責する旨を約したと主張した。これに対して、裁判所は「少年団の活動は剣道が主体であり剣道は相手に対する攻撃を内容とするスポーツであるので、そのことによる事故の発生は

十分考えられるところ、右は正当行為と評価されるものであるから、かかることによる損害について指導者は責任を負わないということを注意的に定めたものと解するのが相当であり、本件事故まで含むものということとはできない。」として、本件事故についての免責特約があったとは認めていない。

それでは、「事故等の責任は一切負いません。」との記載を承認して、行事に参加した場合はどうか。予想される事故の内容が具体的でない点で、合意の内容が曖昧であり、実際に発生した事故に対しては免責の合意がなかったと認定される場合が多いと思われる。また、不法行為に対して一切の損害賠償請求権を事前に放棄する内容の合意であるならば、仮に、内容を十分に理解していたとしても、公序良俗に反する合意と見られ、無効と認定されることが多いと思われる。ボランティア活動を行う者が公序良俗に反する内容の合意を求めることは、好ましいこととは思われない。

しかし、事故防止に万全を図るだけではなく、発生した事故に対して紛争を合理的に解決する道筋を作ることも大切である。その観点から、仮に事故が発生した場合について、損害額の範囲をボランティア保険等の保険でカバーされる範囲と合意しておくことは、保険金額と損害額とに差が少ない場合には有効であると思われる。

7. ボランティア保険

前記子ども会の事件後にボランティアに関する保険が発足した。全国の社会福祉協議会が窓口となって、ボランティアに関する保険の加入がなされるようになった。

現在、ボランティアに関する保険は、ボランティア保険やボランティア行事保険など、種類が多様になっているが、いずれも、ボランティア自身がケガをした場合の傷害保険とボランティアが他人に損害を与えた場合の賠償責任保険がある。

賠償責任保険の対象となる事故として、子どものハイキング引率中、指導者の不注意で子どもにケガをさせた場合、入浴サービス中に温度調節を誤り、老人に火傷を負わせた場合、ボランティアの責任で食中毒を起した場合などがボランティア保険のパンフレットに記載されている。

賠償責任保険は、ボランティアが法律上の賠償責任を負う場合に保険金が支払われるので、賠償責任の有無が問題になる。

社会福祉協議会が窓口となる平成16年度ボランティア保険による賠償責任保険は、1事故につき最高5億円を保険金支払いの限度としており、NPO法人に登録されたボランティアが賠償事故を起こした際に、ボランティア自身のほか、NPO法人にも責任が及ぶ場合には法人も補償の対象となるという内容になっている。

ただし、高度の危険が予想される海難・山岳救助ボランティア活動、野焼き、山焼きを行う森林ボランティア活動、チェーンソーを使用するボランティア活動、銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動は、補償の対象とはなっていない。

ボランティアに関する保険の内容は、ボランティア活動の発展とともに充実してきたが、今後も工夫が重ねられていくものと思われる。

8. 紛争の解決方法

事故が発生した場合には、まずボランティア自身が真摯に対応することが大切であるが、事故発生時の対応方法についても、各ボランティア団体で事前にマニュアル化し、訓練しておくことが大切である。

保険に加入しておくことは、ボランティア活動で事故が発生することがあることを強く意識する上でも必要であるが、事務的に保険金の支払いに任せてしまうと被害者の被害感情を一層悪くすることになるので注意を要する。

保険金の支払いを得るために、損害賠償請求訴

訟を提起しなければならない場合もあるが、被害者の被害感情が損害賠償請求訴訟を選択させる場合も多い。当事者間だけで話し合いがまとまらない場合には、調停、弁護士会の仲裁、弁護士を依頼して弁護士間での話し合い等、対応方法は多岐にわたる。ただし、賠償責任保険を請求する場合には、示談の内容について保険会社の事前の承認が必要となる。

9. おわりに

ボランティア活動に伴う事故の発生について事前に予測して、事故防止についての検討をすることは、ボランティア活動の推進にとって阻害要因となることはないはずである。1983年(昭和58年)に前記子ども会の事件の判決^(*)が出されたときも、ボランティア活動が消極的になるとの懸念があった。しかし、ボランティア活動に従事してきた先人は、責任意識の向上や指導者等の研修を行うなどの努力を積み重ねてきた。また、ボランティア保険の発達にも努力が重ねられてきた。

ボランティア活動についての機運が高まった今だからこそ、ボランティアにかかわる人々が、ボランティア活動に伴う事故を予測し、その場合に負うべき法的責任についての認識を一層高めるべきである。

引用判例

- * 1 津地方裁判所1983(昭和58)・4・21 判例タイムズ494号156頁
- * 2 http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/houshi/kekka/04071601.htm
- * 3 名古屋高等裁判所1984(昭和59)・2・28 判例タイムズ521号116頁
- * 4 福岡地方裁判所小倉支部1984(昭和59)・2・23 判例タイムズ519号261頁
- * 5 東京地方裁判所1998(平成10)・7・28 判例時報1665号84頁
- * 6 札幌地方裁判所1985(昭和60)・7・26 判例時報1184号97頁